

煙火消費の遵守事項

愛知県岡崎警察署

1. 煙火従事者の遵守事項

- 噴出煙火に竹を使用する際は、竹の肉厚、ひび割れ、虫食い穴がないか等、異常の有無について検査し、異常のある場合は使用しないこと。
- 噴出煙火の噴出口の大きさは、筒の内径の3分の1以上とすること。
- 消費計画書に記載された内容の消費であること。
- 煙火消費場所には、必要最小限の従事者以外は立ち入らないこと。
- 煙火を運搬する際は、衝撃等を与えないよう安全な措置を講じること。
- 酒気を帯びて従事しないこと。
- 火薬類を取り扱う場所付近では、喫煙等絶対に火気を使用しないこと。
- 煙火の種類（火薬量）に応じて定められた保安距離を確保し、同時消費の際は相互に安全な距離を確保すること。
- 噴出煙火（手筒）を消費する場合、筒を斜めにしたり、定位置から移動しないこと。
- 噴出煙火の鏡は、ハネ薬が爆発した際に他に危険を及ぼさない措置を講じること。
- 噴出煙火（手筒）消費者は、消費後速やかに備え付けの水槽の中につけ、完全に消火すること。
- 煙火消費者は、煙火長、点火者等責任者の指示、注意に直ちに従うこと。

2. 主催者（現場責任者）の遵守事項

- 危険区域の設定は、計画書記載の内容を遵守すること。
- 消費場所を始め、危険区域には関係者以外の者の立入禁止区域を設けること。
- 煙火消費現場周囲には「煙火」、「立入禁止」、「火気厳禁」の警戒札を掲示し、注意を喚起すること。
- 消費計画書に記載された内容の消費であることを常に確認すること。
- 消費に際しては、計画書に記載された従事者以外に消費をさせないこと。
- 煙火消費現場には、必要最小限の従事者以外は立ち入らせないこと。
- 点火は、周囲に危険が無いことを確認した上でなければさせないこと。
- 煙火置き場は、覆いをかぶせる等、火の粉が侵入しない安全な措置を講じること。
- 煙火の存置中は、常時見張り人を配置し盗難防止等の措置を講じること。